



製造物責任（PL）法に関連した よくある問い合わせ ～欠陥と因果関係の立証～

一般消費者から、「ある製品を使って身体被害や財産被害を受けたのだが、製造事業者申し出るに当たり、事故原因を特定したいので、製品の成分分析を行ってほしい」という相談を受けることがあります。製品事故の場合、被害者はその製品の製造業者等に損害を被った旨を申し出て損害賠償等を受けることとなりますが、事故原因をはっきりさせておかないと、うやむやにされて損害賠償を受けられないのではないかという思いがあるようです。

確かに、製造物責任（PL）法で製造業者等に損害賠償責任を問うには、ある製品により「損害」が発生したこと、その製品に「欠陥」が存在し、損害が製品の欠陥により生じたこと（「因果関係」の存在）を証明する義務があります。しかし、製品についての知識や情報を持っていない消費者にとって、具体的な欠陥原因を特定することは容易ではありません。特に化学製品の場合、製品の外観からは欠陥の有無が判別できないことが多く、一般消費者が欠陥と因果関係の証明を科学的なレベルで行うのはハードルが高いように感じます。実は、誤解されていることが多いのですが、PL法は被害者に科学的で誰にも有無を言わせないレベルの欠陥と因果関係の立証は求めていません。



PL法において欠陥とは、「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」とされています。そして欠陥の証明は、一般的な経験則から、「通常有すべき安全性を欠いている」を推認できればよしとされており、欠陥の箇所や具体的原因、その発生機序についてまで立証する必要はないのです。

損害と欠陥の因果関係の証明についても、①当該製造物が通常の用法に従って用いられたこと、②その製造物の使用によって身体又は財産に通常生ずべきでない異常な損害が生じたこと、の2つを主張立証すればよいのです。

このことを知ると、製造業者等に申し出るハードルも下がるのではないのでしょうか。日本で起こされるPL訴訟の数はそれほど多くありません。その理由は定かではありませんが、訴訟してまで争うことを好まない国民性があり、多くが被害者と製造業者等との相対交渉で和解・決着していることによると思われます。

誠実な製造業者であれば、損害の申し出に対し、きちんと原因調査を行った上で対応することでしょう。製造業者にとって、単にクレーム対応ということだけでなく、製品の欠陥が判明した場合、その内容によっては被害拡大防止のためリコールが必要なケースもあり、迅速な対応が求められています。そういう観点からも、まず製造業者等に申し出ることをお勧めいたします。